

2020年3月23日

ヤマイチエステート株式会社

代表取締役社長 山田 茂

問合せ先： 経営企画部 073-436-1010

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、常に実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築を継続して追求することを重要な経営課題として位置づけております。そのために、透明性・公正性の高い経営に努めるとともに、すべてのステークホルダーとの適切な協議を行い、持続的な成長及び長期的な企業価値の発展を目指し、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

- 株主の権利を尊重し平等性が確保されるように適切に対応します。
- 全てのステークホルダーとの適切な協議に努めます。
- 会社情報を適切に開示し、平等性、透明性が確保されるように適切に対応します。
- 取締役会等が、その役割と責任を適切に果たすように努めます。
- 業績を適切に反映した配当を安定的かつ継続的に行えるよう、株主との建設的な対話を行えるよう努めます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則1-2④ 議決権の電子行使環境の整備及び招集通知の英訳】

議決権の電子行使プラットフォームに関しては、株主が相当数となった場合に、株主の利便性を考慮しながら今後検討してまいります。また、招集通知の英訳については、株式公開後の外国人持株比率をふまえて今後検討してまいります。

#### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社及び一部の連結子会社は、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度(中退共)を採用しております。一部の連結子会社は退職一時金制度及び確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。今後は各企業間の制度差異の是非に関する検討や従業員に対する資産運用に関する研修の実施等を検討してまいります。

#### 【補充原則3-1② 情報開示・提供の英訳】

当社は、英語での情報開示は海外投資家の比率を見ながら、適宜進めていきます。

**【補充原則 4-10① 任意の仕組みの活用】**

当社の独立社外取締役は2名であり、取締役会の過半数には達していませんが、独立社外取締役としての豊富な経験と専門的な知識に基づき客観的な立場から適切な意見を述べるなど、取締役会の監督機能と説明責任を十分に確保できる体制としております。このような体制の下、取締役の指名については、取締役会において独立社外取締役の意思を十分に反映させたいうで審議をもって適切に決定しております。また、取締役の報酬については、社外取締役を交えた取締役会において、独立社外取締役の意見を重要な参考としたうで協議し決定しております。

したがって、現行の仕組みにおいて取締役機能の透明性や客観性が確保できていることから、任意の諮問委員会等の設置の必要性はないものと考えておりますが、今後の体制については、当社の実情や経営環境を考慮しつつ検討してまいります。

**【補充原則 4-11③ 取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要】**

当社の取締役会は取締役会規程に基づき重要事項の承認決議及び報告が適宜適切に行われており、監査役による監督・提言に基づきその実効性が高まるよう運営がなされております。今後、取締役会評価については、その評価方法や手続き等に関し、適宜外部機関の助言を得ることを含め、方法の検討をしてまいります。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】****【原則 1-4 政策保有株式】**

当社は、株式の政策保有については、新規で株式を政策保有しない方針であります。現時点で保有している株式については、取締役会にて保有先企業の状況や取引状況等について確認を行い、継続保有の意義や効果を協議し、保有意義の無いものについては順次売却等を進めていきます。決定内容については、政策保有の理由書を作成します。

**【原則 1-7 関連当事者間の取引】**

当社グループは、関連当事者等は会社と特定の関係性を有し、会社に対して影響力を行使し得る存在であると認識しております。したがって、関連当事者等との取引については、原則として実施せず、取引の際には取締役会にて一般株主の利益保護の観点から、事業上における取引の必要性や取引条件の妥当性を確認し、決議することとしております。

**【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】**

上述の『各原則を実施しない理由』に記載のとおりです。

**【原則 3-1 情報開示の充実】**

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社の目指す不動産事業は、「街づくり」と「地域活性化」と考えており、「人々が”安心”して住める街づくり」「人々が”快適”に暮らせる街づくり」「人々が”安心する街づくり」と通して、地域の発展とそこに住む人々の幸せを追求することを企業理念としています。株主、従業員、取引先、顧客などステークホルダーの満足度向上や信頼構築に注力するとともに、企業価値の向上に努めています。経営戦略や計画に関しては、中期経営計画を定め、ウェブサイト等に掲示する予定です。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

『有価証券報告書』の『事業の状況』に記載する予定です。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役報酬は、株主総会にて決議された限度内で、各取締役の責任と業績に対する貢献に応じて、取締役会の決議を経て決定します。執行役員報酬は責任と業績に対する貢献に応じて取締役会の決議を経て決定します。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

①取締役候補の指名に関しては、当社グループの持続的な企業価値の向上に資するという観点に基づき、取締役として高い倫理観と遵法精神を有することに加え経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行するに足る豊富な経験と高い能力を有するという要件に基づき選定した方に関し、取締役会の決議を経て決定します。

②執行役員候補の選任に関しては、当社グループの企業価値向上において中心的役割を担う人材から選定され、取締役会の決議を経て選任されます。

#### 【補充原則4-1① 取締役会の委任の範囲】

当社の取締役会は、「取締役会規程」において、取締役会で審議が必要な事項（決議事項）及び取締役会に報告すべき事項（報告事項）を定めるとともに、『職務権限規程』により経営陣に判断・決定を委ねる事項・その範囲を定め、業務執行における各職位の責任と権限を明確にし、業務の組織的かつ能率的な運営を行っております。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立性判断については、会社法にて定められる社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める基準に基づき判断しております。資質については、専門的な知識と豊富な経験を有し当社の取締役にふさわしい人格者を選任しております。

#### 【原則4-11① 取締役の選任に関する方針・手続き】

当社は、不動産事業を中心としながら、多岐にわたる専門性の高い事業を展開しておりますので、各分野において豊富な知識と経験を有する人物を取締役として選任しております。現時点での取締役会構成規模については適正であると認識しておりますが、ジェンダーや国際性の面を含む多様性について

は、今後の経営課題の一つであると認識しており、多様性の確保という視点に重きを置いた取締役候補者の選定に努めてまいります。6名の取締役のうち2名の社外取締役はそれぞれ、法務および財務・会計に関する十分な知見を有しており、それぞれの専門知識に基づき取締役会の機能向上に寄与しております。また、監査役には財務・会計に精通した人物を選任しております。

【原則4-1-1② 取締役・監査役の上場会社の役員の兼務状況】

取締役・監査役ならびにそれらの候補者の重要な兼職の状況につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書において毎年開示を行っております。現時点においては、各取締役・監査役の役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力の確保については問題ないと認識しております。

【補充原則4-1-1③ 取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要】

上述の『各原則を実施しない理由』に記載のとおりです。

【補充原則4-1-4② 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は個々の役員に期待される役割を加味しつつ、当社の取締役・監査役として必要な知識や能力開発研修等の機会提供を行ってまいります。そのために必要な費用についても会社として支援していく方針です。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、株主・投資家との建設的な対話が重要であると認識しており、対話を通じて、経営方針等に対する理解を得るとともに、株主・投資家の立場を理解し、適切な対応に努めています。株主との対話に関しては、株主総会、株主・機関投資家向けの決算説明会の実施や、IR 専門窓口を設置し、必要に応じて個別面談の実施などを検討してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山田 茂	2,989,800	56.14
Ys' Assortment 合同会社	1,500,000	28.16
ウィル・アセット株式会社	500,000	9.39
堂村 眞由美	266,200	5.00
山田 香代	10,000	0.19

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

大橋 一寛	10,000	0.19
國定 主征	10,000	0.19
楠本 義之	10,000	0.19
山本 智也	10,000	0.19
山田 富雄	10,000	0.19
長束 友紀子	10,000	0.19

支配株主（親会社を除く）名	山田 茂
---------------	------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—
---

### 3. 企業属性

上場予定市場区分	第二部
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—
---

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—
---

## II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田邊 和喜	弁護士											
谷内 圭一郎	公認会計士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田邊 和喜	○	—	<p>&lt;社外取締役としての選任の理由&gt;                      弁護士として、豊富な経験と幅広い見識による専門的見地から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして選任しております。</p> <p>&lt;独立役員としての選任の理由&gt; 当社</p>

			が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
谷内 圭一郎	○	—	<p>&lt;社外取締役としての選任の理由&gt; 公認会計士として、豊富な経験と幅広い見識による専門的見地から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして選任しております。</p> <p>&lt;独立役員としての選任の理由&gt; 当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。</p>

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	3名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査役員の監査方針として、内部監査室、会計監査人と連携を深め協力し合うことで監査の充実を図ることを定めております。各監査担当間による個別の連携に加えて、三様監査連携会議を定期的開催し、情報の共有と意見交換を行っております。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員の人数	2名
社外監査役員のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森本 和男	他の会社の出身者													
松原 広幸	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森本 和男	○	—	<p>&lt;社外監査役としての選任の理由&gt; 金融機関での経験を有し、豊富な経験と幅広い見識による専門的見地から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして選任しております。</p> <p>&lt;独立役員としての選任の理由&gt; 当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているためです。</p>
松原 広幸	○	—	<p>&lt;社外監査役としての選任の理由&gt; 公認会計士として、豊富な経験と幅広い見識による専門的見地から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして選任しております。</p> <p>&lt;独立役員としての選任の理由&gt; 当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているためです。</p>

【独立役員関係】



## コーポレートガバナンス

### CORPORATE GOVERNANCE

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

—

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を付与しております。各人への付与数に関しては、当社グループへの貢献度及び今後の職責・期待を勘案して付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,執行役,従業員,子会社の取締役,子会社の執行役,子会社の従業員
-----------------	---------------------------------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を付与しております。各人への付与数に関しては、当社グループへの貢献度及び今後の職責・期待を勘案して付与しております。

#### 【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、有価証券報告書において社内取締役及び社外取締役の報酬等の総額を記載しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬等の額については、株主総会にて承認された取締役の総報酬額の範囲内で、各取締役が担当する役割等を勘案し、社外取締役を交えた取締役会において協議し決定しております。各監査役の報酬等の額については、各監査役による監査業務等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び監査役のサポートをおこなう専任の人員は配置していませんが、経営企画部、経理部、総務部が適宜補助的にそれぞれ対応をしております。取締役会の開催に際して、社外取締役・社外監査役に対して事前に事務局である経営企画部より資料が送付されるようになっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行機能の状況

取締役会に付議すべき事項や重要な案件は、会社法および定款で定められた事項のほか、取締役会規程により規定されています。取締役会での意思決定に誤りなきを期すために、取締役・執行役員・監査役および社長が指名する部長で構成され、原則として、月2回定期的に開催される幹部会で、取締役会に付議すべき事項を含め当社にとって重要な案件を戦略性、リスクの内容と程度、成果等の観点から多角的に審議します。中期経営計画等の経営基本にかかわる施策は、経営ミーティング、経営会議の審議はもとより、取締役会における十分な議論のうえで策定しています。

2. 監査機能の状況

(1) 監査役監査：監査役は、取締役会および社内の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、主要な決裁書やその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人に説明を求め、経営の健全性確保のための提言、助言、勧告を行っています。また、グループ会社の監査を充実するため、主要な子会社の監査役とも連携し、連結経営体制の強化に取り組んでいます。

(2) 内部監査：内部監査部門は社長直轄の組織として内部監査室を設置しています。監査室1名は、子会社を含む会社の業務執行状況を調査し、整合性および健全性を検証しています。内部監査の結果は、監査役会にも報告され、監査役監査と相互の連携を図っています。

(3) 会計監査人監査：会計監査業務は、仰星監査法人との間で監査契約を締結し、監査を実施しています。会計監査人は、監査役と年間監査計画を確認し、監査結果の報告などを通じ、情報・意見交換を行い、連携を図っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社制度を採用し、2名の社外取締役および2名の社外監査役を選任することにより、経営の公正性および透明性の向上を図り、効率的な経営を行っています。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が総会議案について十分に検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が株主総会に出席できるよう、総会集中日を避けるよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	現在は実施しておりませんが、今後は状況に応じて検討する予定です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の	現在は実施しておりませんが、今後は状況に応じて検討する予定です。

議決権行使環境向上に向けた取組み	
招集通知(要約)の英文での提供	現在は実施しておりませんが、外国人株主の構成割合を勘案しながら、状況に応じて検討する予定です。
その他	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定しており、当社ホームページに掲載する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現在は実施しておりませんが、今後は状況に応じて検討する予定です。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	現在は実施しておりませんが、今後は状況に応じて検討する予定です。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在は実施しておりませんが、今後は状況に応じて検討する予定です。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページにおいて、株主総会の招集、決議通知、決算短信、事業報告、有価証券報告書、プレリリース資料などを適時に掲載することを予定しております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画部を IR 担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念、倫理規範にて規定し、ステークホルダーの皆様の権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化の醸成及び浸透に努めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	環境保全活動及び CSR 活動に積極的に取組み、その一環として国連の定める持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に努めます。その結果を当社ホームページで開示することについて、今後検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適法かつ適時・適切な会社情報のディスクロージャーを目的に、「ディスクロージャー管理マニュアル」を定め、会社情報の情報開示を行うことについて、今後検討してまいります。
その他	—

## IV. 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（内部統制システム）の整備に向けて、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役が法令・定款及び当社の「経営理念」を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「ヤマイチグループ行動憲章」「コンプライアンス規程」を定める。

(b) コンプライアンスの徹底を図るため、担当取締役を任命し管理監督を行うとともにコンプライアンスに関する事項を一元的に討議する代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。また、各部門にはコンプライアンス担当者を配置する。

(c) 各部門は、定期的にコンプライアンス勉強会を実施する。また、全役職員は、コンプライアンス遵守状況を把握するために、「コンプライアンス・自己チェックリスト」により定期的に自己チェックを行う。担当取締役は、チェックリストの提出を受け内容を検証し必要に応じヒアリングを実施する。

(d) 不正行為等の早期発見と是正を目的とした「内部通報制度管理規程」を定めコンプライアンス上疑義ある行為等を知った場合に報告・相談等を行うことができる「相談窓口」を設置する。

(e) 内部監査室は、「内部監査チェックリスト」により監査を行い、その結果を取締役会、監査役会、担当取締役に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び「コンプライアンス委員会」に改善すべき事項を示達する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 「取締役会」を意思決定・監督機関と位置づけ、運営及び付議事項等は、「取締役会規程」「取締役会付議事項」に定める。

(b) 「取締役会」は、全役職員が共有する毎年度の経営方針、経営計画、部門目標を決定する。各担当取締役、部門長は、これらに沿って業務を進める。

(c) 「取締役会」は、組織、業務分掌、職務権限に関する諸規定を策定し効率的な業務遂行を実践する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む）の整理、保管・保存を定めた「文書管理規定」に基づき適正な管理及び保存を行う。

(b) 株主総会、株主総会、取締役会取締役会、各委員会の議事録は、各委員会の議事録は、「定款」「定

款」「取締役取締役会会規程」「各委員会規程」「各委員会規程」に基づき作成し適切に管理・保存する。

(c) 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧することができる。取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧することができる。

(d) 企業秘密については「秘密情報管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管企業秘密については「秘密情報管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理規程に従い適切に管理する。

(e) 個人情報については、法令及び「個人情報保護規定」に基づき厳正に管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスク管理の徹底を図るため、担当取締役を任命し管理監督を行うとともに、リスクに関する事項の一元的管理とリスク発生時の対応を適格に行うため「リスクマネジメント統括規程」を定める。

(b) また、これらリスク及び被害の最小化を目的に、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し的確・迅速に対応する。また、各部門にはリスク管理担当者を配置する。

(c) 内部監査室は、リスク管理体制の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を取締役会、リスク管理委員会、監査役会に報告するとともに、必要に応じて被監査部門に改善すべき事項を示達し、その改善状況の検証を行う。

(5) 当社及びその子会社から成るグループ企業における業務の適正を確保するための体制

(a) 当社及びグループ企業は、法令等遵守並びに業務の適正を確保するため、当社の「経営理念」「役員行動規範」「コンプライアンス規程」を準用し体制の整備に努める。

(b) 当社及びグループ企業は、情報の共有を図るため会議等を開催する。また、子会社の業務執行に係る重要事項については、当社の「取締役会」に付議するなど適切な関係を構築する。

(c) 内部監査室は、グループ企業に対し業務の有効性等の監査を行う。ただし、内部監査部門を有する子会社については、当該部門と連携して行う。

(d) 監査役は、グループ企業に対し往査を含め監査を行うとともに、グループにおける業務の適正を確保するため、監査に関して子会社の取締役、監査役と意見交換等を行うなど連携を図る。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査役がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、「取締役会」において協議のうえ、監査の対象となる業務等について十分な能力を有する者を配置する。

(b) 監査役の職務を補助すべき者に対する業務遂行上の指示命令権は、監査役に移譲する。また、その者に対する勤務評価、配置換等は、監査役と協議する。

(7) 監査役への報告及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 当社は、内部通報制度等を利用して監査役への報告を行った者が当該報告を理由して、不当な取扱いを行うことを禁止する。

(b) 当社は、監査役に報告を行った者の個人情報及び報告内容を開示してはならないこととする。また、不当な取扱いを行った者がいた場合は、「内部通報制度管理規程」、「就業規則」に則り厳正な処分を行う。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

監査役の職務の執行について生じる費用又は債務についてはすみやかに支払うものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するため、取締役会等の会議に出席する。

(b) 監査役は、取締役等や部門長とのミーティング、子会社への往査を定期的実施する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

当社は、反社会的勢力と関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対し、組織的に対応し、民事および刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切応じないことを基本方針としております。

### 【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

当社グループ及びその特別利害関係者、取引先等は反社会的勢力との関係を一切有しておりません。当社は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」及び各都道府県が施行する暴力団対策条例等を踏まえ、「反社会的勢力対応規程」に基づき反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制を構築しております。

外部組織との連携に関しては、2017年4月に公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターの賛助会員となり、反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。また、2018年10月には当社における不当要求防止責任者（総務部長）を選任して所轄の警察署に届出を行い、警察とも連携できる体制が構築されております。

反社会的勢力に関する業務を所轄する部署は総務部とし、規程だけでなく「反社会的勢力調査マニュアル」を整備しております。

また、反社会的勢力との関係・取引等を一切しないために、新聞記事検索・インターネット検索・面談等を調査の確認手法とし、株主・役員・従業員・取引先について、原則として相手の業務内容、取引状況、取引開始の事情・状況、取引の当社グループにとっての必要性、取引価格の公正・公平性を確認すると共に、業務上の取引による支払については支払先が反社会的勢力でないことに留意することとしております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

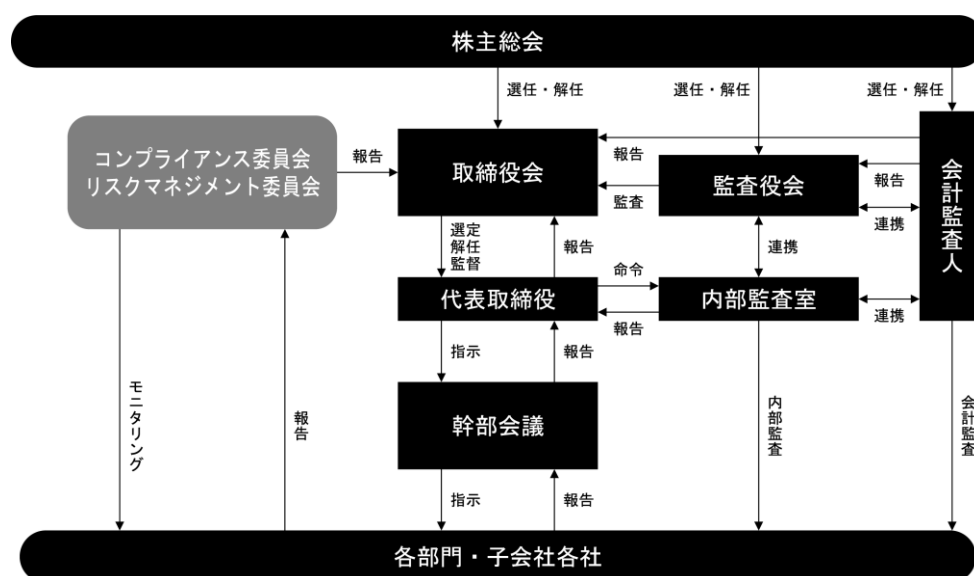
該当項目に関する補足説明

—
---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

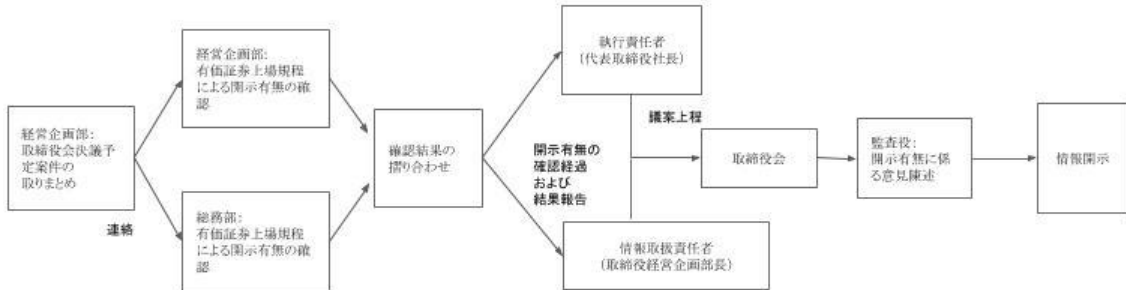
—
---

【模式図(参考資料)】

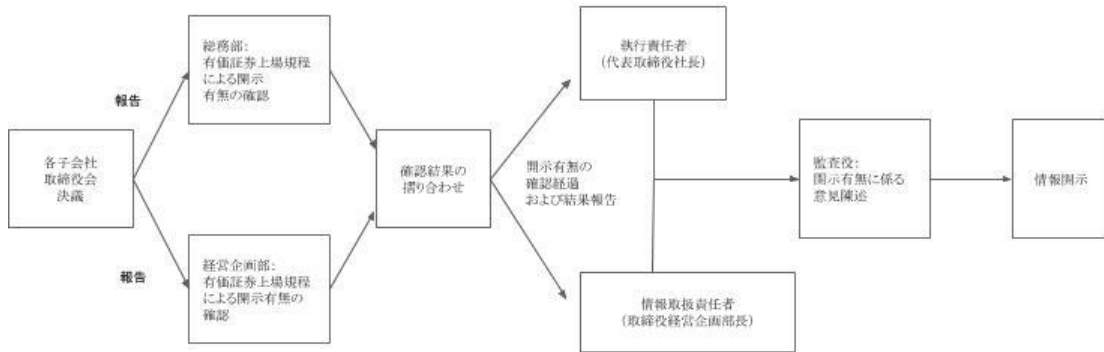


【適時開示体制の概要（模式図）】

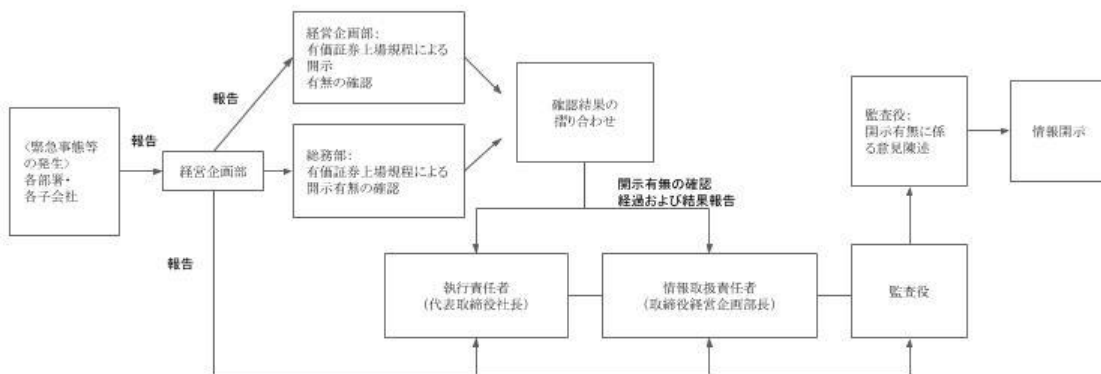
〈当社に係る決定事項・決算に関する情報等〉



〈子会社の決定事項に関する情報〉



〈当社グループに係る発生事項に関する情報〉



以上